

第7回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会

議 事 録

水産庁

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	2
(1) T A C制度の課題と改善方向及び（譲渡性）個別割当方式についての 考え方（取りまとめ）（案）について	2
(2) その他	1 1
3. 閉 会	2 0

1. 開 会

○木實谷管理課長 定刻となりましたので、第7回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会を開催させていただきます。

本日の懇談会は公開で行うこととしております。

また、本日の資料及び議事概要につきましては、後日、水産庁のホームページに掲載させていただきますので、御了承をお願いいたします。

なお、カメラ撮りにつきましては、冒頭並びに終了時における座長から水産庁長官への取りまとめの手交及び水産庁長官の挨拶のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員のうち須能委員、それから山川委員からは御欠席という連絡を受けております。石井委員につきましても、ほぼ御欠席ということでございます。そして、秋岡委員におかれましては、時間によっては途中退席の可能性があるというふうにお話を伺っておりますので、前もって御紹介させていただきます。

それでは、始めます前に配布資料の確認をさせていただきます。

まず座席表、次に議事次第、次に資料1-1といたしまして、「TAC制度の課題と改善方向及び（譲渡性）個別割当方式についての考え方（取りまとめ）（案）」、それから次に資料1-2といたしまして、参考図表、その次に資料1-3といたしまして、「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会委員名簿」、次に資料2といたしまして、「第6回有識者懇談会における主な意見」でございます。また、資源回復に向けた取組の事例といたしまして、先日、水産庁から発表いたしました「まさば太平洋系群」に係る資源回復計画の実施を通じた卓越年級群の発生に関する情報」を参考までに配布いたしております。

なお、委員の皆様には前回の懇談会で使用しました資料をお配りしておりますので、必要に応じ、御参照いただければと思います。

資料は以上でございます。不足がございましたら事務局の方に御連絡いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、桜本座長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○桜本座長 本日はお忙しい中を御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

前回の懇談会ではIQ・ITQ方式に関する取りまとめ骨子案について議論していただ

きました。本日はこれまでに整理していただきました事項や議論を踏まえ、中間取りまとめとして御了承いただきましたTAC制度に関するものと、それからIQ・ITQ方式に関するものを合わせた全体の取りまとめを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

2. 議 事

(1) TAC制度の課題と改善方向及び(譲渡性)個別割当方式 についての考え方(取りまとめ)(案)について

○桜本座長 資料1-1の「TAC制度の課題と改善方向及び(譲渡性)個別割当方式についての考え方(取りまとめ)(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 それでは、御説明いたします。

資料1-1の資料をお開きいただきたいと思います。

まず今回は最終取りまとめということでございますので、まず懇談会の趣旨というものをまとめさせていただきました。ここに書いてございますように、我が国の周辺水域は非常に豊かな漁場でございます。また、我が国においては古くから様々な漁法による漁業生産が行われ、関係者の相互理解と協力に基づきまして、様々な操業慣行、操業秩序が形成されてきたという状況にあるわけでございます。こういうことも踏まえまして、漁業法などに基づきまして、いろいろな規制なり管理が行われ、多種多様な漁業が共存する水面の総合的利用が図られてきたわけでございます。

このような中で、平成8年には国連海洋法条約の締約国となったことに伴いまして、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、いわゆる資源管理法とっておりますけれども、この法律が制定されたわけでございます。この法律に基づきまして、漁獲可能量制度、いわゆるTAC制度が導入されるということになったわけでございます。このTAC制度につきまして、平成9年から施行されたわけでございますけれども、法施行から10年が経過する。また、このような中でTAC制度の運用の改善を図るべきではないかとか、また、さらにIQ等の導入ですとか、ITQについての研究を進めるべきではないかという、例えば規制改革推進のための3ヵ年計画、これらを踏まえまして、これらの同制度、また関連事項に関する検討課題について検討しなければならないという状況になったわけござ

います。

このようなことを踏まえまして、本懇談会では有識者によりまして、幅広い議論を行い、T A C制度のさらなる改善を図ることを目的として4月に設置され、今回が第7回目になったというわけでございます。

まず検討の経緯でございます。ここに書いてございますように、まず資源及びその管理の現状、それから制度の現状と課題、また改善方向、さらに個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方を主な議題といたしまして、次のページをごらんいただきたいのですけれども、4月24日に第1回目を開催し、6月、7月、9月、11月に2回やりまして、今回の12月15日に取りまとめということになったわけでございます。

3ページ目以降のT A C制度の課題と改善方向につきましては、ことしの9月のT A C制度の課題と改善方向、中間取りまとめをそのままスライドしたものでございますので、具体的な説明は省かせていただきたいと思います。

ただ、この中でこの改善の方向を受けまして、その後、水産庁としてはこのようなことをやっていますということを簡単に御紹介いたしたいと思います。

まずA B Cの5ページ目でございますけれども、イの部分でございます。複数の管理シナリオによるA B Cを算定するというところでございますけれども、具体的には来年の漁獲可能量、マイワシとマアジとスルメイカについてやったわけでございますけれども、その場におきましても複数のA B Cが出されておりますし、そのほかの魚種につきましても複数のA B Cが提起されているという状況でございます。

それから6ページ目でございますけれども、漁獲可能量の設定に当たりましては、できるだけ漁業の経営事情を勘案しつつ、A B Cを可能な限り越えることのないようにするというのと、あと関係者の参加のもと、公開で議論を行うということが方向として出されたわけでございます。

今回、先ほど申しましたように、マアジ、マイワシ、スルメイカにつきましては公開で意見交換会を行っていろいろな意見をお伺いし、T A Cを設定したという状況でございます。

それからイについて、その下でございますけれども、調整枠の設定ということがございますけれども、この調整枠については、この3魚種については設けることなく、T A Cを設定したという状況でございます。

それから8ページ目でございますけれども、「漁期中の制度運用についての課題」、一番

上でございます。期中改定、また調整枠の運用につきましては、ルールを定めるということがございますけれども、このルールにつきましては現在、検討を行い、さらに水産政策審議会で御審議をいただきたいというふうに考えております。

以上がT A C制度関係でございます。次に、IVの「個別割当方式・譲渡性個別割当方式について」というところを御説明いたしたいと思っております。

まず1の「T A C制度導入に至るまでの我が国の状況」ということでございます。ここにつきましては、我が国におきましては長年にわたって形成されたさまざまな操業慣行、操業秩序を踏まえつつ、漁業法により漁業について一定の規制措置が講じられてきたわけでございます。すなわち、いろいろな漁業があり、また漁船の数、漁業者の数も非常に多いという我が国漁業の特徴を踏まえまして、漁業法等に基づきまして各種の規制が行われ、それを通じて漁獲能力を制限することによりまして、水産資源の管理、また水面の総合的な利用が図られてきたという状況でございます。

このような中で、漁業に関する一定の秩序が形成され、また水産資源の管理、水面の総合的な利用が図られているということを踏まえまして、漁業法を初めとする従来の法体系の上でT A C制度が組み立てられることということになったわけでございます。このように、我が国のT A C制度導入の状況と、それから諸外国、これは後述いたします諸外国の状況とは基本的に事情が異なるということを確認しておく必要があるわけございまして、このことについては前回のこの場におきまして、外国と事情が異なるということを明確に書くべきだというふうな御意見があったことも踏まえまして、このように整理をさせていただいております。

それから、2でございます。T A Cを管理する手法といたしましては、そもそも、この前も御説明いたしましたけれども、個々の漁業者に割り当てることなく、各種規制のもとで漁業者の漁獲を認め、上限に達した段階で操業停止するといういわゆるこれは新しい言葉であろうかと思いますが、「非個別割当方式」というものと、そもそも個々の漁業者なり漁船なりに割り当てるやり方、さらにその割当量につきまして譲渡性をつけた譲渡性個別割当方式というものがあるわけでございます。

この個別割当方式を導入している諸外国の状況について簡単に御説明をしたいのが3でございます。まずO E C Dが分析を行っているものですから、ここで簡単に整理をさせていただいております。諸外国におきましては、参入制限やそのトン数規制といった能力の調整が十分に行われていない中で、当該漁業における能力が向上して、努力量の増加が顕

著になった。このような中で、資源の管理を図るためにいわゆるインプット、テクニカルコントロールが実施されるわけでございますけれども、漁獲能力の上昇に歯止めがかからない、また資源が悪くなったということでTAC制度が導入されたという経緯があるわけでございます。

しかしながら、導入以降もTACと漁獲能力との著しいアンバランスが生じている結果、競争が激化して、過剰投資ですとか、漁期の短縮が発生したということがOECDではまとめられているという状況でございます。

このようなことを緩和するために個別割当方式が導入されるということなのですが、特に、譲渡性割当方式の場合には漁船隻数の削減ですとか、生産性の向上を図ることを目的としております。この結果、操業期間が長くなったり、安全性が向上したり、特に譲渡性の場合には隻数の減少、経済的効率性の改善が見られたということが報告されております。一方、実際に現在どのようになっているのかということ豪州、ニュージーランドの調査で行ったところ、この前も御説明いたしましたけれども、まず豪州におきましては費用対効果や管理の実効性等の面で問題があるということで、すべての漁業に適用することは難しいですとか、あとは85%ですからほとんど全ての漁業者の合意が必要である、実際の管理に当たっては虚偽報告や投棄があるということですとか、あと譲渡性個別割当方式の場合には漁業者数がかなり減少しているですとか、それから特に譲渡性の場合に割当が権利化することから、漁獲可能量の変更が難しくなってしまうと、結果として資源の回復には必ずしも結びついていないというふうな状況にあることがわかったわけでございます。

一方、我が国の漁獲可能量管理の状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、我が国の資源管理と申しますのは、漁業法等に基づきます隻数、トン数規制、インプットコントロール、さらにはテクニカルコントロールといういわゆるきめ細かい操業規制をベースとして行われているわけでございます。また、漁獲可能量につきましては、漁業種類ごと、また地域ごとに分割し、管理するというやり方が取られているわけで、さらに漁業者の自主的な協定に基づきまして、漁業者団体による漁獲可能量管理が行われている。ですから、いわゆるオリンピック方式とは大きく異なっているわけでございます。

この漁業者団体の取り組みにつきましては、ここにサバ類ですとか、スケトウダラについての代表的な例を挙げております。このような取り組みによりまして、漁獲可能量をうまく利用しているという状況にあるわけでございますし、また我が国におきましてはTA

Cの変動にもかかわらず漁期の短縮等は見られていないという状況でございます。また、資源状況につきましても、漁獲可能量対象魚種、いわゆる特定海洋生物資源の資源状況は横ばいまたは増加傾向にある魚種が過半を占めているという状況でございます。

このようなTAC管理のあり方につきましては、関係者の相互理解と協力に基づいてさまざまな操業慣行や操業秩序が形成されてきたという我が国漁業の特徴に沿った我が国独自のものであるということから、我が国の漁業実態に即した適切なものと評価すべきであるということをお記させていただいております。

それから、5の「個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方」でございます。ここはこの前の骨子案でもお示ししたとおりでございますけれども、まず総論といたしまして、考え方を整理させていただいております。まず個別割当方式といたしましては、様々な利点や課題が指摘されている。さらに、譲渡性の個別割当方式につきましては、その内容によっては漁業構造に大きな影響を及ぼすと指摘されているわけでございます。この漁業経営の改善を目指した構造改革につきましては今後とも進めていく必要があるわけでございますけれども、今回の整理におきましては、これらの方式がTACの管理手法の1つでございますので、これらの譲渡性もしくは個別割当方式につきましてはの考え方の整理に当たっては、資源管理という観点からの整理にさせていただきたいというのがまず1つでございます。またその際には、我が国の漁業の実情、また多種多様な漁業種類が存在するということですか、資源や経営の状況に大きな相違があるということですか、また長い期間の中で漁業種類ごとにきめ細やかな操業慣行、秩序が形成されてきたという結果、加工流通業者も含めました幅広い関係者からなる水産物の供給体制が成立しているということにも十分留意する必要がある。これらを踏まえまして、検討に当たっては各漁業種類ごとに考えていく必要があるのではないかとということが2点目でございます。

次に、個別割当方式の具体的な方向性についてでございます。先ほど御説明申し上げましたように、TAC管理におきましては、大幅な漁期の短縮をもたらすようないわゆる漁獲競争は発生していないということを踏まえまして、外国のように個別割当方式を導入しなければならないような状況には至っていないということでございます。ただ、個別割当方式につきましてはより厳格な漁獲量管理を可能にするという利点もございます。TAC管理の手法の1つとして、同方式を活用するということが有効ではないかということもございます。ただ、公的管理によりまして、この方式を全面的に導入するという場合には、まず非常に多大な管理コストが必要となります。また、操業が各漁業者の判断に委ねられ

るものですから、現在行われているような漁業者団体による自主的な管理が仮に行われなくなつた場合には、価格の高い時期に漁獲が集中して市場が混乱するということが課題として考えられるわけでございます。

また、個別割当方式の導入に当たりましては、まず漁獲物、漁獲量等の迅速かつ的確な把握が可能であるということ、また適正かつ公平な配分が可能である、また漁業者の賛同が得られているというふうな要件が満たされませんと、そもそも導入は難しいというわけでございます。このようなことを考え合わせますと、個別割当方式を公的管理として一般的に導入するということは我が国の漁業実態からいたしますと現時点では適切ではない。しかしながら、厳格なTAC管理が必要な資源や漁獲が集中する時期に限定して実施するなど、漁業者の自主的な取り組みを含めまして漁業実態に応じて活用を検討していくべきではないかということでございます。

それから、譲渡性個別割当方式でございますけれども、公的な管理のもとで自由に割当量の委譲を認める譲渡性個別割当方式を導入するということは、諸外国の例を見ますと構造改革、生産性の向上ということがもたらされるということが報告されているわけでございますけれども、これを仮に導入するとした場合に、我が国で長年培われてきた操業慣行、操業秩序というだけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるということに加えて、一旦導入いたしますと、割当が権利化してやり直しが効かないということも挙げられるわけでございます。また、割当量が頻繁に変化することから管理が難しいですとか、割当が権利化することによって漁獲可能量の変更が難しくなり、結果として資源の改善につながっていかないといういろいろな問題点があるわけでございます。このようなことを考え合わせますと、公的管理として一般的に導入するということは現時点では適切ではないということでございます。

他方、現在、個別割当方式を実施している漁業につきましては、このような同一漁業種類内で割当量を移動するという場合であれば、このような問題は生じないということから、そもそも割当量の移動を認めるべきというふうな意見もございます。これらを踏まえまして、こういう移動が妥当かどうか、また関係漁業者の了解が得られるのかということについて、今後検討していくべきであるということでございます。

それから、Vでございます。最後の取りまとめの方向性と申しますか、「今後の資源管理への期待」ということで簡単にまとめさせていただいております。

以上のように、本懇談会は7回に及ぶ議論を経て、TAC制度及び関連事項に関する検

討課題について、一定の対応方向を提示する。検討に当たりましては、諸外国の取組状況を踏まえつつ、漁業実態、また関係者の相互理解と協力が重要な役割を担ってきた我が国資源管理の長所を再確認し、それが最大限発揮されるということに留意してきたところでございます。

今後、以上のような考え方、対応方向に沿って、他の諸施策と相まってTAC制度が適切に運用されることにより、水産資源の回復・管理が一層推進されるとともに、国民に対する水産物の安定供給がより確かなものとなることを期待するということで取りまとめの結語となっております。

以上でございます。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

今までの議論を整理して要領よくまとめていただいていると思いますが、今の説明に對しまして、御意見、コメント等がございましたらお願いいたします。特段ありませんでしょうか。

藤島委員、お願いします。

○藤島委員 済みません。実は水産学会の勉強会に出させていただいて、そのとき、資源回復計画についてはいい例がないのではないかという議論がありました。そのときにふっと思っていたのは、今日配られたこの資料なのですけれども、そういえば11月の中過ぎに業界紙にサバの資源が増えたという話があったので、せっかくでございますので、これをもうちょっと詳しく説明していただけるかなと、何が言いたいかといいますと、どうしてふえたのかというのが、親を残したからだけなのか、それとも、11ページに記載されておるのですけれども、これが、漁獲平準化計画というのはどんな内容のものなのか、ひょっとしたらIQに近いものなのかということを手勝手に推測するものなので、ちょっとその辺を御説明いただければと思いますが。

○桜本座長 これはその他のところで詳しく御説明いただく予定にしていたのですが、それでよろしいですか。

○藤島委員 はい。

○桜本座長 それでは、そうさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

大倉委員、お願いいたします。

○大倉委員 そもそもこの懇談会が始まった大きな理由として、規制改革推進のための三

ヵ年計画、いわゆる提言等々を受けて始まったのが大変大きな要因だという説明がありましたし、その結果、先ほど事務局の方から幾つかの、もうすでに今年度から取り組んでいるという内容も含めてこういう格好でまとまったと思いますけれども、我々漁業関係の者から見れば、その新しい提言の中で漁業資源がふえるのではなかろうかとか、I Qがすぐさま導入されるのではなかろうとかいうような、これは水産関係の新聞に出ておりましたので、非常に危惧したところがございますけれども、きょうの結果を見てもそういったところはほとんど取り入れるのは困難だという表現で明確になっている。ということは、多くの漁業者はある意味では安心というのですか、したところだと思いますけれども、規制改革推進会議の方々の1つの哲学というのですか、いわゆる漁業構造を現在の実態のままではだめなのだ、変えていくのだ、そのために、例えば漁業法を改正すべきである。またT A Cは逆に言えば新たな規制を強化すべきである、こういう首尾一貫した流れになっていると思うのですけれども、その思想が我々がそこまではっきりしたものは持っておりませんので、ただ水産庁の水産基本計画でうたわれている意欲と能力のある漁業者が供給の大宗を占めるようなものをつくり上げていくのだという、ある意味ではその考え方が一致しているのかなというような、いずれ、今回のところでは現在の漁業の実態を高く評価して、今のままで一部改善をしてT A C制度はそのまま堅持するのだということになっておりますけれども、恐らく規制改革への何らかの答申というか、回答をされると思うのですけれども、十分それで通るのか、またいずれ基本計画でうたっている新しい構造改革を目指して水産庁がいつか、近々動き出すのか、その辺ちょっとわかればお答えいただきたいと思っております。

○木島資源管理推進室長 規制改革会議とは先般もずっと議論をしてきたわけでございます。その中には、大倉委員から御指摘の点、例えば魚、対象魚種をふやすべきであるとか、I T Qを導入すべきであるとか、いろいろなことを言われたわけでございますけれども、ただ、私どもといたしましては、やはりことし4月から長いこと議論をしていただいた結果を踏まえまして、例えば魚種の追加については、ブリですとか、カタクチイワシですとか、いろいろ言われたわけでございますけれども、それはできませんよと、それは少なくとも現時点において、例えば科学的な知見がないですとか、あとは資源的にも安定している状況にあるですとか、それからまた実際に沿岸の定置漁業で漁獲がかなり行われる魚種も多いわけでございますので、そういう中で魚種の追加というのはできないということを繰り返し説明しているところでございます。

それから、あとITQ・IQにつきましても、この懇談会の結果の方向で整理を行いたいと思っております。

ただ、構造改革については、今回、以前もお話がありました。そこについてはこの場ではなかなかどういう方向でやるのかということは議論もできないと思いますし、今後の話かと思っております。

あと、規制改革会議は再度言っておきますが、今まだやっている最中でもございます。そういう方向で私どもとしては進めてまいりたいと考えております。

○桜本座長 ありがとうございます。

大倉委員、よろしいでしょうか。

○大倉委員 もう一点よろしいですか。

○桜本座長 どうぞ。

○大倉委員 構造改革への取組というのですか、いずれ我々も近々、覚悟はしなければならないとは思いますが、国として、我々漁船漁業が非常に厳しいということを声高にしてからもう何年になるのですか、もう平成12、13年ごろから何とかしてくれということ頼んで、平成14年からリース事業がスタートしている。それから、省エネ事業、またいろいろもうかる漁業、今は省燃油と続いていますけれども、恐らくもうリースも平成18年から実績が全くない、いろいろな構造改革と名を打っているいろいろな事業をこれまでやってきておりますけれども、大体3、4年したら線香花火ではないですけれども、火種がポトッと落ちてまた次のものが出てくる。一体どういうふうな格好になるのかなという、要は我々漁業者から見ると大きな変革というのは非常に好まない、リスクがでか過ぎる等々から、できるだけ現状維持というのは望んでおりますけれども、いずれこのままでいいのなかという、反面、我々漁業者の中でも気にしているところがございます。

ただ、個々の漁業者になっていきますと、地域全体がどうなる、日本の漁業が全体どうなるというよりも、日々、自分の漁業経営をいかにやっていくかというのに集中してなかなかビジョンが出てこない。我々は全国団体としてもそれらをまとめて1つの方向性を出せばいいのでしょうかけれども、なかなか出てこない、そういった中で改革推進のための3ヵ年計画でうたっているような、先ほどこの中にも書いていますように、漁業構造を大きく変える1つのツールというのですか、道具にこのIQとかそういうものがある。いずれ公権力で国も構造改革をやるときに、今のまま黙っていて、衰退して残った者だけで本当に水産基本計画で言う新しいものができ上がるのかどうか、これは我々自身としても非常

に心配しているところですし、いずれ、今回はその点は省いたということですが、これは直接これに関係ありませんけれども、近い将来、そういった意味で何か検討会なり何なり開催するような予定というのはないのでしょうか。

○山田水産庁長官 構造改革が必要だというのは皆さん、多分一致しているのだと思います。水産基本計画でもそう書いてあります。担い手が不足しているとか、資源が悪いとかということで、このままではだめだというのは皆さん、多くの方がそう思っておられると思いますし、それからそれは今申し上げましたように、19年に決めた基本計画でもそうなっているということです。今、大倉委員が言われた水産庁のやっていることが手ぬるくて、なかなか進まないような気もするけれども、余りやってもらっても困るという二律背反のようなことをおっしゃいましたけれども、我々としては構造改革はできるだけ進めたいと思っております。ただ、おっしゃったように波風が立って、多くの方が非常に苦しい状況になるというやり方がいいとは思わないので、そういうことなしにできるだけ構造改革を進めていきたい、そのための政策を打っていきたいということなのですけれども、現時点で何か大がかりな改正を検討するための検討会を開くとか、そういうことは今の時点では考えておりませんが、大倉委員のような御意見なり、ほかの方がもっと大胆なことをやるべきだというようなお話があればまた検討していかねばいけないと思いますが、私どもとしては今、線香花火とおっしゃいましたけれども、できることをとにかく我々としては精一杯いろいろな対策を講じていくということでやっていきたいということでございます。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに、黒倉委員、何かございますか。

○黒倉委員 このことに関しては特に、後で話したいことはありますけれども。

○桜本座長 わかりました。

特段ないようでしたら、それでは、議題（1）の取りまとめについてはこれで議論終了ということにさせていただきますと思います。

（2）そ の 他

○桜本座長 それでは、その他に入りまして、まさばのものです。お願いします。

○木島資源管理推進室長 それでは、資料としてつけております「プレスリリース」と書いた紙をごらんいただきたいと思います。

まず、これはまさばにつきまして、特に太平洋のまさばなのですけれども、2004年に大きな群が発生したわけなのですが、それを資源回復計画に基づきまして、休漁なりを繰り返して、その結果として獲り控えが行われまして、2004年生まれが3歳魚になって、2007年になって大量の卵を産んで、再度、卓越年級群が発生したということの内容とするものでございます。

1枚めくっていただきたいと思います。まさばの発生状況についてでございますけれども、ここに書いてございますように、これは0歳魚の発生状況についての調査結果でございます。92年、96年、04年、07年というものが非常に大きな発生状況を示して、これがいわゆる卓越年級であったということでございます。一方、07年、昨年生まれの群がなぜ卓越になったのかということなのですけれども、この卓越年級を発生する要因といたしまして2つございまして、1つには、親の量が多くて卵の量が多かったということと、あとは卵が生残する率が高かったというこの2つがあるわけでございます。ただ、07年のものにつきましては、例えば96年ですとか、04年、92年と卓越年級が発生したものと比べますと非常に卵の発生状況が悪い、つまり再生産成功率が低いわけございまして、これはすなわち親の量、つまり産卵量が多かったということをお示ししているわけでございます。

一方、次のページをごらんいただきたいのですけれども、このように2007年級群が卓越年級になった理由でございます。これは先ほど申しましたように、04年級をいかに残すかということにつきまして資源回復計画を定め、漁業者が努力した結果でございます。具体的に申しますと、その下のグラフをごらんいただきたいのですけれども、例えば96年に大きな群が発生したわけでございますが、それを96年、赤の方が漁獲の尾数でございます。つまり、0歳魚ですとか1歳魚で非常にたくさんの漁獲が行われまして、2歳魚、3歳魚になるまでにほとんど取り尽くしてしまったという状況にあったわけでございますが、04年につきましては、先ほど申しましたように休漁を繰り返すことによって漁獲尾数を大きく下げ、結果として3歳まで、つまり産卵親魚まで04級を残した。この結果として先ほど申しましたような産卵量がふえまして、07級群が出てきたということになるわけでございます。

この具体的な休漁の効果でございます。最後の1枚紙をごらんいただきたいと思います。これは試算でございますので、これが明確にそのとおりかというとなかなかあれなのです

けれども、この下のグラフをごらんいただきたいのですけれども、仮に休漁を実施した場合には青で、実施しなかった場合には赤でございます。この結果、かなりの取り控えが行われたということでございます。

一番表の紙に戻っていただきたいのですけれども、このようにさばにつきまして、回復計画を通じることによって卓越年級が出てきた、つまり、今の資源管理の考え方と申しますのは、やはり卓越年級をいかに残していくのか、それをいかに次世代につなげていくのかというのが基本であると私どもは思っているものでございますから、このような卓越年級、連続すると申しますか、卓越年級を次に残すことを通じまして、ほかの魚種につきましても資源の回復が図られるのではないかと、これをいい材料といたしまして、他の魚種につきましても資源の回復を図ってまいりたいというふうに考えております。また、当然ながらさばにつきましては07級群がよかったわけでございますから、その07級群をいかに残していったら、その07級を親にするまで頑張っていきたいということでございます。

以上でございます。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

藤島委員、お願いします。

○藤島委員 それでは、ちょっと疑問に思っていたもの、要は休漁して漁獲圧力を下げたということなのですね。よく、資源などが減ったりすると、要するにTACなどで決められて少ない場合には、IQのようなことを始めるのですけれども、そういうことはされてなかったのですか。

○木島資源管理推進室長 IQをいたしましても、例えば中身によって全く違うわけだと思えます。例えば0歳魚を取るのか、1歳魚を取るのかによって、またそのIQの場合にはトン数、つまり量が基本的に判断する材料になってくると思っておりますものですから、むしろ資源回復計画のような定性的な資源管理をすることによって、例えば小さなものを取らないようにするとか、あとは卓越年級が発生した場合にはできるだけ漁を休むとかいうふうなことで小さな魚を取り控える方がむしろこういう場合には好ましいのではないかと、いうふうに考えております。

○藤島委員 そういうふうに小さい魚を取らないようなテクニカルコントロールを行ったというふうに考えてよろしいのですか。

○木島資源管理推進室長 そういうことでございます。

○藤島委員 11ページにせっかくこういうふうにかかれていいるものから、優良事例な

らばもうちょっと踏み込んでもいいのかなというふうにもふと思っていたものですからちょっとこんな質問をしてみたのですけれども、要はIQではなくて、要するにノルマとか、そういう船別に割り当てたわけではなくて、休漁で、要するに0歳魚、1歳魚の取り控えを行ったら資源増大に結びついたというお話なのですね。

○木島資源管理推進室長 はい。

○藤島委員 わかりました。

○桜本座長 和田委員、お願いします。

○和田委員 資源研究をやっている者の立場からもう少し補足をさせていただきたいとします。2ページ目のグラフのある1992年に1つ卓越年級が出ておりますけれども、ちょうど、このころ私まさばの資源評価の担当をしております、こういった卓越年級をいかに上手に使うか、次の卓越年級につなげることができないものかというのを考えておりました。それが、今回、未成魚、すなわち0歳魚、1歳魚、あるいは2歳魚といった段階で計画的に獲り控えをして、まさばの場合、一部は2歳魚から、3歳になるとほぼ全部が親になって産卵に加わるわけですけれども、いわゆる産卵親魚をきちっと残すように計画をしてそれを実施した。それに対して、当然、自然条件によって毎年、毎年の生き残りの状況は変わるわけですけれども、余り自然条件がよくなかったにもかかわらず一定の産卵資源量が確保されたことによって、それに見合う豊度を持った年級がしっかり出てきたということは、これは私は資源管理の1つのやり方として非常に高く評価してよいのではないかと思います。さば類をはじめとして、変動する浮魚の資源の管理のあり方として、藤島委員からも御指摘がありましたけれども、今後の1つの手本としてこういった動きを資源回復計画を通じて拡大をしていく。そうすると、まさばについてもさらに資源の回復が見込めるのではないかと。そういう期待が持てるすばらしい成果ではないかなと思っております。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

藤島委員、よろしいですか。

○藤島委員 はい。

○桜本座長 御意見がないようでしたら、その他につきましてはこれでよろしいですか。

それでは、ほかに特段、御意見、コメント等がある方はお願いします。

○黒倉委員 今回の説明に関しては極めて公正的にとらえていて、ある意味、常識的なよ

い結論になったかなというふうに思うのですけれども、この背景にある1つの考え方は、日本的な漁業システムというのを生かしていこうということですね。それで民主導でやっ
ていこうということだと思ふのです。ただ、民間主導といった場合に、水産庁は公が何か
を投げ出してしまったという印象になると極めてこれもまた問題だろうなど、どう関与し
ていけばいいのかなということはやはりこれから考えなければいけないだろうと思ふので
す。それからもう一つは、民主導ということに関して言えば、我が国の漁業制度というも
のについてはいろいろな評価があつて、一般に言われているのは共同体、特に沿岸に関し
ては地先の地先権というような形で共同体の入会権的なものを認めることによって共同体
管理をやつて、いわゆるコミュニティマネジメントですね。コミュニティマネジメントの
メリットがあつて、そういうものによって日本の漁業が成り立ってきたというのが一般的
な解釈ですし、恐らく、須能委員のおっしゃられているのも多分そういうことだと思ふの
です、多神教的なおっしゃっている意味は。

実はそうなのですけれども、そういう意味で成功した例はたくさんあるのですが、実は
歴史的に振り返ってみると、江戸時代にたしか九十九里浜あたりで地引き網が発達してい
ますけれども、明治期にこれは急激に衰退しているわけですね。これは何かというと、ま
き網が沖合に来たからですね。それで、あれは何年だったかちょっと忘れましたが、
九十九里浜で地引き網の業者とまき網の業者が大紛争を起こしているという例があります。
それから、1904年には帆船型のトロールが日本で作られて操業しているのですが、この
船は1908年に焼き討ちに遭っていますね。それから、蟹工船の漁業が操業したのは1921
年で22年に取り締まり対象になっています。それから、1926年には有名な蟹工船の秩父丸
がカムチャッカで遭難して、それとその年に同時に蟹工船の漁業の中で漁夫の虐待事件が
起きて大問題になって、このことが例の小林多喜二の「蟹工船」という小説のモデルにな
っているのだと思います。つまり、決して、もちろん共同体的な管理で、地域的な管理で
うまくいっていたということはあるのですけれども、それは同時に日本の漁業が外縁的に
広がっていくということでいろいろな矛盾を吸収できたからなのだという面がやはり少な
からずあるだろうと思います。

それで、つまりそういう外縁的な拡大があつたから内部的な矛盾が表に出なかつたとい
うことはあるのですが、今、物を見ても1970年から1980年代以後、日本の漁業の外
縁的な拡大というのはもうすでに無理になっている。それが外縁的に拡大した遠洋漁業が
沖合に戻ってくる、沖合から沿岸に戻ってくる、そういうプロセスの中で我々はある種の

矛盾を抱えながら問題の解決を迫られているのだというのが歴史的な認識だろうというふうに思います。

そういう意味では、日本の共同体的管理というのもいいのですけれども、実はコモンズ論の中でよくあるのは、コモンズの悲劇もあるけれども、喜劇もあるのだということになっています。特に日本の漁業制度を評価する声というのはコモンズの喜劇の方を言っているのですね。うまくいっているではないか。ところが、いつでもうまくいくとは限らない。つまり、コモンズの悲劇もあるわけです。共同体的管理というのはうまくいっているときはものすごくうまくいくのですけれども、まずくいき始めるとどうにもならないものになるという特性を持っていますから、そういう意味では公がどう関与するか、つまり民に任せるのだけれども、もちろん漁業者の問題ですから民に任せるのですけれども、公がその間にどういうふうに関与していくかということはやはりこれは考えていただきたい。さっき大倉委員が言われたのはそういうことだと私は認識しております。

特に大きな問題は、もちろん制度の問題もありますけれども、そういう意味では共同体的管理、あるいは人による管理というのは人が劣化するとどうしようもない。だから、そういう人づくりとか、あるいは組織の中の強化であるとか、そういう面に水産庁が積極的な関与していただきたいというふうに思います。こういう帰結を出した以上はそういう責任があるのではないかなというふうに思います。

それから、私は研究者ですので、今回とってもびっくりしたのは、研究者と行政と現場と余り仲良くないなという感じがありましたので、(笑声) ぜひ上手に使っていただきたいというふうに思いました。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

川本委員、お願いします。

○川本委員 この懇談会が終了するに当たりまして、感想を申し上げたいと思います。現在いろいろと世間に流布している IQ や ITQ 制度に関する議論は、実態を全く知らない人々による架空な話が非常に多いなという感じがいたしております。

実態面を無視した法律や制度というものは、最後には有名無実化して、つぶれていくという場合が実例として多いわけです。

このようなことからすると、この懇談会で実態に即した議論が行われ、現在の実情に対し十分な配慮を行った上で必要な改革を進めていくという、バランスのとれた結果になっ

たのは、非常に良かったのではないかと考えております。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、ございますでしょうか。

では、馬場委員、お願いします。

○馬場委員 何度かこの会議、欠席しまして、済みませんでした。

先ほど公的な管理ということで、私が考える公的な管理というのは、恐らく日本の漁業の構造を国がどう考えるかということであって、そのことは今の規制改革会議が考えているような効率性をただ高めればいい、非常に効率性の高い少数の漁業企業、生産企業が残ってそれが日本の生産を、食料供給を支えていくのだという状況では日本の水産業はないと思うのですね。非常に多種多様なものを、効率性は低いかもしれませんが、もちろん赤字が出ている状況では困るのですけれども、低い効率性のものが多様に広がって底辺で広く支えているというのが日本の、とくに沿岸漁業の構造だったわけですね。これをもし抜本的に変えていくということであればまたそれは別ですけれども、そのあたりの方向性はもちろん国民で広く議論すべきことであろうし、そういうことについては国ももう少し積極的に考えていってほしいなということがあるのですね。

そういう意味で行くと、今までの資源管理で、特に水産庁が行ってきた資源管理型漁業の推進や、あるいは回復計画にしても、私は先ほど和田委員がおっしゃったように、まさばの回復計画は私も個別に調査をさせていただきましたけれども、私は一定の評価をしているつもりです。というのは、あるまき網の漁業者の代表の方に会って聞いたときに、まいわしはことしの状況を見て、来年はわからないけれども、まさばについては、特に資源回復計画が始まってから非常に慎重になってきて、親を残せば次の代に一定の貢献があるのだということを非常に自覚し始めたとおっしゃっていて、そこには国の財政出動があったわけですけれども、そういう意味ではもう少し政府としても、国としてもそのあたりの資源管理型、あるいは回復計画の効果を総括といいますか、もう少し見直して、ただアピールするわけではないのですけれども、その上で日本の漁業構造をどう考えていくのかということでは、公的な関与があつてしかるべきかなと思います。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

ほかに、長屋委員、どうぞ。

○長屋委員 今回の取りまとめにつきましては、過去、私もいろいろ発言させていただいたこともお踏まえいただいて、日本のこれまでの先人たちの培われた漁業の管理に対する

いろいろな知見であるとかを踏まえられ、また現実の今の実態というものを踏まえられた取りまとめがされたということで、水産庁の方々には大変敬意を表したいというふうに思います。

そういったことで、私は先ほど規制改革会議のお話もありましたが、規制改革会議の方がTACの管理というふうなことを、資源のことを言いながら、これまで委員の方々が言われているように、やはり構造を変えたいということ、私はそういうふうな意図のもとに一連の議論が行われているのではないかというふうに思います。そういった意味では、この場はやはりTACによる資源の管理をどうするかということですから、私も第1回目の委員会にお話をしたように、そこはやはりやられるのであれば、今度は違う場を持っていただきたいということを申し上げました。まさにそのとおりであると思います。多分、水産庁もそういうことでいろいろ今の委員の先生方の御意見を踏まえて検討いただけるのだと思いますが、やはり規制改革会議で言われていることと、私は水産基本計画の中で先般出されたものとの、構造改革というふうなことで、言われている意味は全く違うのだというふうに思っております。それは規制改革会議の方にあるのは、今あるものをすべて、言えば今の管理の手法を否定をして、すべてTACの管理だけによる管理というふうな、アウトプットコントロールによる管理だけを持ってきて議論されている。すべて今のそういうふうな実態というものを否定をする。そして今の漁業者というものも否定をして、ここを入れ替えることによって構造改革を図るのだというのが私は底辺にあるのだというふうに思っております。

私どもはやはり現実に今、生きている漁業者というものを前提にしながら、この漁業なりというものをどう構造改革をしていくかという、ここにやはり視点を置いて、その場合にはぜひ水産庁の方でも御議論いただくのであれば、そういうことを前提に御検討をいただければと思います。ここは地上げ的なそのようないわば構造を変えていくということではなくて、やはりここは生身の人間、漁業者をどう、しっかりと見据えながら、先生方が言われるような、これは人が管理をしていくものだし、人がやはり漁業をしっかりと維持していくのだと思っておりますので、そういうふうな人間といいますか、まさに漁業者という、そういう人間を見たいろいろな御議論が今後もしていただければというふうに思います。

以上です。

○桜本座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、この辺で議論は終わりたいと思います。

ことしの4月から7回にわたりまして熱心に議論していただきまして、おかげさまでいい取りまとめができたのではないかと考えております。

確かに、今話が出ましたように漁業の構造改革についても今後議論していかなければいけないと思いますが、今回の取りまとめがそれらを議論するときにもかなり役に立つものだとは信じております。今回の取りまとめを今後の水産資源の管理に適切に反映させていただくことを期待しまして、事務局にお返ししたいと思います。

○木實谷管理課長 熱心な御議論、ありがとうございました。

それでは、桜本座長より水産庁長官に本懇談会取りまとめの手交をお願いいたします。

○桜本座長 では。

〔「T A C制度等の検討に係る有識者懇談会取りまとめ」手交〕

○山田水産庁長官 どうもありがとうございました。

○木實谷管理課長 続きまして、山田水産庁長官より挨拶がございます。

○山田水産庁長官 ただいま報告書をいただきました。

今、桜本座長からお話がありましたように、4月の24日が1回目と本日まで7回ということで、大変御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。

先ほど木島室長からもお話がありましたけれども、4回目ととりあえず一旦T A Cの改善方向を取りまとめるということで、私ども、これを受けましてできるものから取り組むということで、T A Cの改善についてはもうすでに幾つかの事項をやっているということでございます。後半のI Q・I T Q方式の話も含めまして、今後、いただいた報告書をよく読みまして、もちろんもうすでに読んでおりますけれども、今後の施策に役立てていきたいというふうに思っております。私自身としては、先ほど来お話がありましたように、大変科学的な問題や諸外国の例、また漁業の実態も非常に幅広い観点から御議論いただいた大変質の高い御議論と報告書になっているというふうに思っております。ぜひともこれを我々は生かしていきたいというふうに思っております。

それから、いろいろお話がありました構造改革、これからどうやって取り組んでいくのかというお話もありましたので、まさに桜本座長さんもおっしゃってございましたけれども、今回の報告書もまたそのような議論に反映をさせていきたいというふうに思っております。私どもとしては、水産基本計画ができまして、あるいはその前後からいろいろな形で新し

い施策が出てきているというふうに思っております。先ほどお話がありましたもうかる漁業にしましても、それから燃油対策に関連してのいろいろな対策、構造を変えていくためのいろいろな省エネの取り組み、また経営安定対策、それから来年に向けましては藻場、干潟を維持する、資源回復のためにまた新しい支払い制度ができないかということで、私どもとしては着実にいろいろな施策、この構造改革、先ほどお話がありましたように、全くもう入れ替えてしまうということではなくて、とにかく施策を次々に打っていくということで対応していきたいと思っておりますので、委員の皆様方には今後とも御協力をお願いをいたしまして、また桜本座長さんには大変ありがとうございました。感謝を申し上げまして、御礼といたします。

本当にどうもありがとうございました。

○木實谷管理課長 それでは、これで7回にわたり開催させていただきましたTAC制度等の検討に係る有識者懇談会を終了させていただきます。

長い間、ありがとうございました。

3. 閉 会